

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	平成30年2月6日 第22号
件 名	婚外子差別撤廃についての請願
請 願 者	武蔵野市緑町1丁目6番32号 なくそう戸籍と婚外子差別・交流会 田 中 須 美 子 外2名
紹 介 議 員	藤 原 美 佐 子 浅 田 保 雄 若 井 宣 一 宮 崎 文 雄 板 倉 美 千 代
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	総務区民委員会

請願理由

2013年9月4日、最高裁大法廷は、14名の裁判官全員一致で、婚外子の相続分を婚内子の2分の1とする民法の規定（民法900条第4号但書前段）を憲法違反と決定しました。すでにこの規定は、同年の臨時国会の民法改正により削除され、発効しています。

また、法務省は同時に、出生届の嫡出子、嫡出でない子の別の記載欄を撤廃する「戸籍法改正案」を準備していましたが、一部与党の猛反対に遭い、断念せざるを得ませんでした。同年9月26日に最高裁第一小法廷が、出生届に嫡出子または嫡出でない子の別を記載すべきとする戸籍法を合憲と判断したことから、「緊急性を要しない」というのが改正案の提出を見送った主な理由とされています。

しかし、婚内子と婚外子を分かつ最も大きな民法上の規定が廃止された以上、この戸籍法の規定は、ほとんど意味を成さないものです。また戸籍実務上も、出生届に基づく戸籍の作成にあたって、全く必要のないものです。

最高裁第一小法廷は確かに合憲との判決を出しました。しかし、その中身は「憲法に違反しない」と述べるものの、この規定が「事務処理上不可欠の要請とまではいえない」と明言している上、立法において見直すべきという櫻井龍子裁判官の補足意見も付されており、決して現状を是としたものではありません。

さらに近年、諸外国でも婚外子差別の撤廃が進み、嫡出子、嫡出でない子の区別自体が、子どもへの不当な差別であるとして法改正が進んでおり、わが国のこの規定も、すでに改正された相続分差別とともに、国連人権諸機関から、繰り返し法改正を勧告されています。婚外子の人権尊重のために一刻も早い法改正が望まれます。

また、続柄欄において、もともと「長（男・女）、二（男・女）、三（男・女）」等と出生順に序列をつけていたのは、戦後廃止された家督相続の順序を明確にするためのものであり、現在では全く必要のないものです。また、2004年11月の制度改正以前に出生届がなされた婚外子は、「男」「女」と記載されており、婚外子差別の要因となるものです。本人または母の申し出により、記載の変更は可能ですが、現に婚外子差別がある中で、自ら名乗り出るには困難が伴います。また国や行政による公報もほとんどなされていないため、制度改正を知らない人も大勢います。従って、婚外子差別の要因を除去し、戸籍実務上不要な事項を廃止して事務を簡素化するためにも、続柄欄を廃止することは極めて合理的です。

よって、以上の趣旨から、国に対し戸籍法の改正を求める要望書を提出するよう請願します。

請願事項

- 1 戸籍法第49条第2項第1号を削除し、出生届における、嫡出子、嫡出でない子の別の記載欄を廃止すること。
- 2 戸籍法第13条第4号及び第5号を改正し、戸籍の実父母との続柄及び養親との続柄を廃止すること。なお、続柄廃止に伴い性別を明らかにする必要がある場合は性別欄を設けること。